

◎新潟県訓令第12号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。ただし、別表第4福祉保健部医務薬事課の部の改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日又はこの訓令の公布の日のいずれか遅い日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（<u>政策統括監</u>の専決事項）</p> <p>第5条の5 次に掲げる事項は、<u>政策統括監</u>が専決するものとする。</p> <p>(1) <u>政策統括監</u>の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(2) <u>政策統括監</u>の旅行の復命を受けること。</p> <p>(3) <u>政策統括監</u>の休暇等の承認等を行うこと。</p> <p>(4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による<u>政策統括監</u>の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>(5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による<u>政策統括監</u>の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(6) <u>政策統括監</u>の当直勤務の命令をすること。</p> <p style="text-align: center;">（副知事の権限の代決）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 副知事及び主務部長がともに不在のときは、行政組織規則第6条から第6条の11までの規定に規定する部又は局の順序により、部長がその事務を代決する。</p>	<p style="text-align: center;">（<u>総括政策監</u>の専決事項）</p> <p>第5条の5 次に掲げる事項は、<u>総括政策監</u>が専決するものとする。</p> <p>(1) <u>総括政策監</u>の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(2) <u>総括政策監</u>の旅行の復命を受けること。</p> <p>(3) <u>総括政策監</u>の休暇等の承認等を行うこと。</p> <p>(4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による<u>総括政策監</u>の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>(5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による<u>総括政策監</u>の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(6) <u>総括政策監</u>の当直勤務の命令をすること。</p> <p style="text-align: center;">（副知事の権限の代決）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 副知事及び主務部長がともに不在のときは、行政組織規則第6条から第6条の10までの規定に規定する部又は局の順序により、部長がその事務を代決する。</p>

(都市局長の権限の代決)

第10条の4 (略)

2 (略)

3 都市局長、副部長、次長及び主務課長がともに不在のときは、行政組織規則第6条の10に掲げる課の順序(都市局所管課を優先する。)により、土木部の課長がその事務を代決する。

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(10) (略)

(11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の命令をすること。

(12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の復命を受けること。

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の日(夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等(研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。)

(14)～(21) (略)

別表第3 (第5条関係)

課長共通専決事項

(都市局長の権限の代決)

第10条の4 (略)

2 (略)

3 都市局長、副部長、次長及び主務課長がともに不在のときは、行政組織規則第6条の8に掲げる課の順序(都市局所管課を優先する。)により、土木部の課長がその事務を代決する。

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(10) (略)

(11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の命令をすること。

(12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の復命を受けること。

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の日(夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等(研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。)

(14)～(21) (略)

別表第3 (第5条関係)

課長共通専決事項

(1)～(26) (略)

(27) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任免をすること。

(28)～(31) (略)

別表第4（第6条関係）

知事政策局

(略)

広報広聴課	
局長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

ICT推進課	
局長専決事項	課長専決事項
情報化の推進に係る方針を決定すること。	(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第17条第4項及び第36条第2項の規定により、地方公共団体情報システム機構が提供を行う情報の範囲等について取決めを締結すること。 (2) 放送法（昭和25年法律第132号）第174条の規定により、放送の業務の停止を命ずること。 (3) 新潟県情報処理システム運用規程（平成12年3月新潟県訓令第3号）第6条の規定により、システム化等の協議に係る審査等を行う

(1)～(26) (略)

(27) 一般職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。別表第6において同じ。）の任免をすること。

(28)～(31) (略)

別表第4（第6条関係）

知事政策局

(略)

広報広聴課	
局長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

こと。

総務管理部

(略)

法務文書課

部長専決事項	課長専決事項
	(1) <u>新潟県公文書の管理に関する条例（令和元年新潟県条例第21号）第14条第1項に規定する利用決定等</u> をすること。
	(2) (略)
	(3) (略)
	(4) (略)
	(5) (略)

(略)

総務管理部

(略)

法務文書課

部長専決事項	課長専決事項
	(1) (略)
	(2) (略)
	(3) (略)
	(4) (略)

(略)

情報政策課

部長専決事項	課長専決事項
情報化の推進に係る方針を決定すること。	(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第17条第4項及び第36条第2項の規定により、地方公共団体情報システム機構が提供を行う情報の範囲等について取決めを締結すること。 (2) 放送法（昭和25年法律第132号）第174条の規定により、放送の業務の停止を命ずること。 (3) 新潟県情報処理システム運用規程（平成12年3月新潟県訓令第3号）第6条の規定により、

システム化等の協議に係る審査等を行うこと。

統計課	
部長専決事項	課長専決事項
統計刊行物の発行計画を決定すること。	(1)～(8) (略) (8)の2 <u>統計調査結果の公表</u> をすること。 (9) 新潟県統計調査条例(昭和28年新潟県条例第38号) <u>第9条</u> の規定により、県統計調査に係る調査票情報を <u>利用</u> すること。 (9)の2 <u>新潟県統計調査条例第10条第1項</u> の規定により、県統計調査に係る調査票情報を提供すること。 (10)～(12) (略)

統計課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>統計調査結果の公表</u> (速報を含み、月報を除く。)をすること。 (2) <u>統計刊行物の発行計画</u> を決定すること。	(1)～(8) (略) (9) 新潟県統計調査条例(昭和28年新潟県条例第38号) <u>第8条</u> の規定により、県統計調査に係る調査票情報を、 <u>当該県統計調査の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供</u> すること。 (10)～(12) (略)

税務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) (略) (2) 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号) <u>第66条</u> に規定する積雪による自動車税の種別割の特例税率を適用する定置場を指定すること。 (3)・(4) (略)	(略)

税務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) (略) (2) 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号) <u>第60条</u> に規定する積雪による自動車税の特例税率を適用する定置場を指定すること。 (3)・(4) (略)	(略)

(略)

(略)

(略)

福祉保健部

(略)

医務薬事課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(21) (略) (22) <u>覚醒剤取締法</u> (昭和26年法律第252号)第3条第1項の規定により、 <u>覚醒剤施用機関等</u> の指定をすること。 (23) <u>覚醒剤取締法</u> 第22条の2、第24条第3項、第30条の13又は第30条の15第3項の規定による職員の <u>覚醒剤等</u> の廃棄等への立会いをさせること。 (24) <u>覚醒剤取締法</u> 第30条の2の規定により、 <u>覚醒剤原料取扱者等</u> の指定をすること。 (25) <u>新潟県覚醒剤取締法施行条例</u> (平成12年新潟県条例第22号)第3条の規定により、施設の構造設備の改善を命じ、又は当該施設の使用を禁止すること。 (26)～(34) (略)

(略)

子ども家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>新潟県青少年健全育成条例</u> (昭和52年新潟県条例第6	(1)～(7) (略)
<u>年新潟県条例第6</u>	(8) (略)

(略)

福祉保健部

(略)

医務薬事課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(21) (略) (22) <u>覚せい剤取締法</u> (昭和26年法律第252号)第3条第1項の規定により、 <u>覚せい剤施用機関等</u> の指定をすること。 (23) <u>覚せい剤取締法</u> 第22条の2、第24条第3項、第30条の13又は第30条の15第3項の規定による職員の <u>覚せい剤等</u> の廃棄等への立会いをさせること。 (24) <u>覚せい剤取締法</u> 第30条の2の規定により、 <u>覚せい剤原料取扱者等</u> の指定をすること。 (25) <u>新潟県覚せい剤取締法施行条例</u> (平成12年新潟県条例第22号)第3条の規定により、施設の構造設備の改善を命じ、又は当該施設の使用を禁止すること。 (26)～(34) (略)

(略)

児童家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1)～(7) (略)
	(8)及び(9) <u>削除</u>
	(10) (略)

号) 第12条の規定による被表彰者等を決定すること。	(9) (略)		(11) (略)
(2) 民生委員法第7	(10) (略)		(12) (略)
条第2項の規定によ	(11) (略)		(13) (略)
り、民生委員(児童	(12) (略)		(14) (略)
福祉に関する事項を	(13) (略)		(15) (略)
専門的に担当する民	(14) (略)		(16) (略)
生委員に限る。)を推	(15) (略)		(17) (略)
薦すること。	(16) (略)		(18) (略)
	(17) 民生委員法第5条第1項の規定による民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)の推薦をすること。	新潟県青少年健全育成条例(昭和52年新潟県条例第6号)第12条の規定による被表彰者等を決定すること。	
	(18) 民生委員法第18条の規定により、民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)の指導訓練を実施すること。		

少子化対策課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>民生委員法第7条第2項の規定により、民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)を推薦すること。</p>	<p>(1) 民生委員法第5条第1項の規定による民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)の推薦をすること。</p> <p>(2) 民生委員法第18条の規定により、民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)の指導訓練を実施すること。</p> <p>(3) 社会福祉法第20条の規定により、指導監督を行うために</p>

必要な計画を樹立し、及びこれを実施すること。

産業労働部

(略)

しごと定住促進課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	

(略)

(略)

農林水産部

(略)

林政課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(11) (略)	(略)
(12) <u>森林経営管理法(平成30年法律第35号)第19条第1項の規定により、確知所有者不同意森林についての裁定をすること。</u>	
(13) <u>森林経営管理法第27条第1項の規定により、所有者不明森林についての裁定をすること。</u>	

治山課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(4) (略)	(略)
(5)から(7)まで <u>削除</u>	

産業労働部

(略)

労政雇用課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	

(略)

(略)

農林水産部

(略)

林政課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(11) (略)	(略)

治山課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(4) (略)	(略)
(5) <u>森林法第10条の11の規定により、調停を行うこと。</u>	
(6) <u>森林法第10条の11の4第1項(同法第10条の11の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による裁定をすること。</u>	

(8)～(19) (略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課

部長専決事項

(略)

課長専決事項

- (1)～(22) (略)
- (22)の2 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第8条第1項（同条例第52条において準用する場合を含む。）の規定により、県営住宅の一部を指定し、及び同条例第8条第2項（同条例第52条において準用する場合を含む。）の規定により、入居することができる者の条件を定めること。
- (23) 新潟県営住宅条例第9条第2項若しくは第3項（同条例第52条において準用する場合を含む。）又は第11条第2項（同条例第52条において準用する場合を含む。）の規定により、入居者を決定すること。
- (24)・(25) (略)
- (25)の2 新潟県営住宅条例第12条第3項

と。

- (7) 森林法第10条の11の8の規定により、分収育林契約等の解除を承認すること。

(8)～(19) (略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課

部長専決事項

(略)

課長専決事項

(1)～(22) (略)

- (23) 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第9条第2項若しくは第3項（同条例第52条において準用する場合を含む。）又は第11条第2項（同条例第52条において準用する場合を含む。）の規定により、入居者を決定すること。

(24)・(25) (略)

	<p>(同条例第52条において準用する場合を含む。)の規定により、<u>請け書に保証人の連署を必要としない旨の決定をすること。</u></p> <p>(26)～(41) (略)</p> <p>(41)の2 <u>新潟県営住宅条例第55条第3項の規定により、請け書に保証人の連署を必要としない旨の決定をすること。</u></p> <p>(42) (略)</p> <p>(43) <u>新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)第32条第2項の規定により、必要な期間を指定すること。</u></p> <p>(44) (略)</p>		<p>(26)～(41) (略)</p> <p>(42) (略)</p> <p>(43) <u>新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)第2条第2項の規定により、1人で入居する者を入居させること。</u></p> <p>(44) <u>新潟県営住宅条例施行規則第32条第2項の規定により、必要な期間を指定すること。</u></p> <p>(45) (略)</p>
--	--	--	---

(略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
部長	(1)～(13) (略) (14) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。

別表第6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
部長	(1)～(13) (略) (14) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること <u>(企画振興部長及び佐渡地域振興局農林水産振興部長以外の部長にあつては、任</u>

	(14)の2～(22) (略)
所長（農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）	(1)～(13) (略) (14) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。 (14)の2～(22) (略)
新潟地域振興局津川地区振興事務所長	(1)～(13) (略) (14) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。 (15)～(22) (略)
(略)	
課長（新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。）	(1)～(4) (略) (5) <u>新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）第42条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (6) <u>新潟県行政文書管理規程第43条第1項</u> の規定により、完結文書の <u>保存期間</u> を決定すること。 (6)の2 <u>新潟県行政文書管理規程第44条</u> の規定により、個別フォルダー等の <u>保存期間満了時の措置</u> を定めること。 (7)～(9) (略)
(略)	
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項	

	<u>用期間（更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間）が1年未満のものに限る。）。</u> (14)の2～(22) (略)
所長（農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）	(1)～(13) (略) (14) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること <u>（任用期間（更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間）が1年未満のものに限る。）。</u> (14)の2～(22) (略)
新潟地域振興局津川地区振興事務所長	(1)～(13) (略) (14) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること <u>（任用期間（更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間）が1年未満のものに限る。）。</u> (15)～(22) (略)
(略)	
課長（新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。）	(1)～(4) (略) (5) <u>新潟県文書規程（昭和60年3月新潟県訓令第2号）第44条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (6) <u>新潟県文書規程第45条第1項</u> の規定により、完結文書の <u>保存年限</u> を決定すること。 (7)～(9) (略)
(略)	
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項	

専決権を有する者	専決事項
(略)	
地域機関の課長、室長及びセンター長（農業総合研究所の室長を除き、東京事務所の総括所長代理及び農業総合研究所研究センターの課長を含む。）	(1)～(4) (略) (5) <u>新潟県行政文書管理規程第42条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (6) <u>新潟県行政文書管理規程第43条第1項</u> の規定により、完結文書の <u>保存期間</u> を決定すること。 (6)の2 <u>新潟県行政文書管理規程第44条</u> の規定により、個別フォルダー等の保存期間満了時の措置を定めること。 (7)～(9) (略)
(略)	
歴史博物館副館長	(1)～(9) (略) (10) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。 (11)～(17) (略)
(略)	
工業技術総合研究所技術支援センター長、農業総合研究所研究センター長、農業総合研究所農業技術センター長及び水産海洋研究所佐渡水産技術センター長	(1)～(9) (略) (10) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。 (11)～(17) (略)
大阪事務所副所長	(1)～(14) (略) (15) <u>新潟県行政文書管理規程第42条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (16) <u>新潟県行政文書管理規程</u>

専決権を有する者	専決事項
(略)	
地域機関の課長、室長及びセンター長（農業総合研究所の室長を除き、東京事務所の総括所長代理及び農業総合研究所研究センターの課長を含む。）	(1)～(4) (略) (5) <u>新潟県文書規程第44条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (6) <u>新潟県文書規程第45条第1項</u> の規定により、完結文書の <u>保存年限</u> を決定すること。 (7)～(9) (略)
(略)	
歴史博物館副館長	(1)～(9) (略) (10) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること。 (11)～(17) (略)
(略)	
工業技術総合研究所技術支援センター長、農業総合研究所研究センター長、農業総合研究所農業技術センター長及び水産海洋研究所佐渡水産技術センター長	(1)～(9) (略) (10) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること。 (11)～(17) (略)
大阪事務所副所長	(1)～(14) (略) (15) <u>新潟県文書規程第44条第2項</u> の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (16) <u>新潟県文書規程第45条第1</u>

	<p>第43条第1項の規定により、完結文書の<u>保存期間</u>を決定すること。</p> <p>(16)の2 <u>新潟県行政文書管理規程第44条の規定により、個別フォルダー等の保存期間満了時の措置を定めること。</u></p> <p>(17)～(19) (略)</p>
(略)	

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	

県税部	(1) (略)
副部長	(2) 直税関係
(村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	<p>ア～ソ (略)</p> <p>タ <u>新潟県県税条例第64条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。</u></p> <p>チ <u>新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の不均一課税をすること。</u></p> <p>ツ <u>新潟県県税条例第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の減免をすること。</u></p> <p>テ～ヘ (略)</p>

	<p>項の規定により、完結文書の<u>保存年限</u>を決定すること。</p> <p>(17)～(19) (略)</p>
(略)	

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
企画振興部長	<p>一般職の非常勤職員の任免をすること（任用期間（更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあつては、当該連続する任用期間を通算した期間）が1年未満のものを除く。）（佐渡地域振興局農林水産部長の専決事項を除く。）。</p>
(略)	

県税部	(1) (略)
副部長	(2) 直税関係
(村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	<p>ア～ソ (略)</p> <p>タ <u>新潟県県税条例第57条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。</u></p> <p>チ <u>新潟県県税条例第61条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の不均一課税をすること。</u></p> <p>ツ <u>新潟県県税条例第70条第1項、第71条第1項、第72条第1項及び第73条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の減免をすること。</u></p> <p>テ～ヘ (略)</p>

	(3)・(4) (略)
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア <u>新潟県県税条例第64条第1 項又は附則第19条の5第1項</u> の規定により、普通徴収に係 る自動車税の種別割の課税免 除をすること。 イ <u>新潟県県税条例第67条第1 項</u> の規定により、普通徴収に 係る自動車税の種別割の不均 一課税をすること。 ウ <u>新潟県県税条例第72条第1 項、第73条第1項、第74条第 1項及び第74条の2第1項</u> の 規定により、普通徴収に係る 自動車税の種別割の減免をす ること。 (3)・(4) (略)
(略)	
県税部 副部長 (新潟収 税担当に 限る。)	(1) 直税関係 ア <u>新潟県県税条例第64条第1 項又は附則第19条の5第1項</u> の規定により、普通徴収に係 る自動車税の種別割の課税免 除をすること。 イ <u>新潟県県税条例第67条第1 項</u> の規定により、普通徴収に 係る自動車税の種別割の不均 一課税をすること。 ウ <u>新潟県県税条例第72条第1 項、第73条第1項、第74条第 1項及び第74条の2第1項</u> の 規定により、普通徴収に係る 自動車税の種別割の減免をす ること。 (2) (略)
(略)	
県税部 収税課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の種別割の納税通知 書を再発付すること。 (4)～(10) (略)

	(3)・(4) (略)
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア <u>新潟県県税条例第57条第1 項又は附則第19条の5第1項</u> の規定により、普通徴収に係 る自動車税の課税免除をす ること。 イ <u>新潟県県税条例第61条第1 項</u> の規定により、普通徴収に 係る自動車税の不均一課税を すること。 ウ <u>新潟県県税条例第70条第1 項、第71条第1項、第72条第 1項及び第73条第1項</u> の規定 により、普通徴収に係る自動 車税の減免をすること。 (3)・(4) (略)
(略)	
県税部 副部長 (新潟収 税担当に 限る。)	(1) 直税関係 ア <u>新潟県県税条例第57条第1 項又は附則第19条の5第1項</u> の規定により、普通徴収に係 る自動車税の課税免除をす ること。 イ <u>新潟県県税条例第61条第1 項</u> の規定により、普通徴収に 係る自動車税の不均一課税を すること。 ウ <u>新潟県県税条例第70条第1 項、第71条第1項、第72条第 1項及び第73条第1項</u> の規定 により、普通徴収に係る自動 車税の減免をすること。 (2) (略)
(略)	
県税部 収税課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の納税通知書を再発 付すること。 (4)～(10) (略)

	(11) 新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税の種別割に関する報告書の提出を求めること。		(11) 新潟県県税条例第69条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。
県税部 村上収税課長、新津収税課長、柏崎収税課長、十日町収税課長及び糸魚川収税課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の種別割の納税通知書を再発付すること。 (4)～(10) (略) (11) 新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税の種別割に関する報告書の提出を求めること。 (12)～(18) (略)	県税部 村上収税課長、新津収税課長、柏崎収税課長、十日町収税課長及び糸魚川収税課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の納税通知書を再発付すること。 (4)～(10) (略) (11) 新潟県県税条例第69条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。 (12)～(18) (略)
新潟地域振興局県税部 収税第1課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の種別割の納税通知書を再発付すること。 (4)・(5) (略)	新潟地域振興局県税部 収税第1課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の納税通知書を再発付すること。 (4)・(5) (略)
新潟地域振興局県税部 収税第2課長及び収税第3課長	(1)～(7) (略) (8) 新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税の種別割に関する報告書の提出を求めること。	新潟地域振興局県税部 収税第2課長及び収税第3課長	(1)～(7) (略) (8) 新潟県県税条例第69条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。
(略)		(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(41)の15 (略) <u>(41)の16 土壌汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号イの規定による届出を受理すること。</u> <u>(41)の17</u> (略) <u>(41)の18</u> (略) <u>(41)の19</u> (略) <u>(41)の20</u> (略) <u>(41)の21</u> (略) <u>(41)の22</u> (略) <u>(41)の23</u> (略) (42)～(72) (略)	健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(41)の15 (略) <u>(41)の16</u> (略) <u>(41)の17</u> (略) <u>(41)の18</u> (略) <u>(41)の19</u> (略) <u>(41)の20</u> (略) <u>(41)の21</u> (略) <u>(41)の22</u> (略) (42)～(72) (略)
(略)		(略)	
農林振興部 農用地課長(農用)	(1) (略) (2) 土地改良登記令(昭和26年政令第146号)第22条第1項の規定	農林振興部 農用地課長(農用)	(1) (略) (2) 土地改良登記令(昭和26年政令第146号)第33条の4第1項の

地課長を置かない部にあつては、庶務課長） （新潟地域振興局農林振興部農用地課長を除く。）	による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員の資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。 (3)・(4) (略)	地課長を置かない部にあつては、庶務課長） （新潟地域振興局農林振興部農用地課長を除く。）	規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員の資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。 (3)・(4) (略)
新潟地域振興局農林振興部農用地課長	(1) (略) (2) 土地改良登記令第22条第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員の資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。 (3)・(4) (略)	新潟地域振興局農林振興部農用地課長	(1) (略) (2) 土地改良登記令第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員の資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。 (3)・(4) (略)
(略)		(略)	
農業振興部農用地課長（農用地課長を置かない部にあつては、庶務課長）	(1) (略) (2) 土地改良登記令第22条第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員の資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。	農業振興部農用地課長（農用地課長を置かない部にあつては、庶務課長）	(1) (略) (2) 土地改良登記令第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員の資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。
新潟地域振興局巻農業振興部庶務課長	土地改良登記令第22条第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員の資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。	新潟地域振興局巻農業振興部庶務課長	土地改良登記令第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員の資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。
佐渡地域振興局農林水産振興部長	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第78号から第128号までに規定する事項</u>	佐渡地域振興局農林水産振興部長	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の</u>

(略)	
佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課長	(1) (略) (2) 土地改良登記令第22条第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員の資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。
(略)	

(4) (略)

別表第8（第16条関係）

- (1) (略)
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
放射線監視センター 保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。） 福祉事務所（新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。） 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター	(略)

	3第1項第78号から第128号までに規定する事項 (2) 一般職の非常勤職員の任免をすること（任用期間（更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあつては、当該連続する任用期間を通算した期間）が1年未満のものを除く。）。
(略)	
佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課長	(1) (略) (2) 土地改良登記令第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員の資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。
(略)	

(4) (略)

別表第8（第16条関係）

- (1) (略)
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
放射線監視センター 保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。） 福祉事務所（新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。） 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター	(略)

コロニーにいがた

白岩の里

新潟学園

家畜保健衛生所

流域下水道事務所

(略)

コロニーにいがた

白岩の里

若草寮

新潟学園

家畜保健衛生所

流域下水道事務所

(略)